

高松市・塩江町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・塩江町合併協議会会議規程第6条第2項の規定に基づき、高松市・塩江町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

2 一般席の定員は、50人以内とする。ただし、議長は、必要と認めるときは、これを制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の開催場所において、傍聴受付票(様式第1号)に住所及び氏名を記入の上、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。ただし、議長が認めた報道関係者については、この限りでない。

2 傍聴証は、受付順に交付する。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 下駄^{げた}、木製サンダルの類を履いている者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を

受けた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話の電源を切ること。

(7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 6 月 1 6 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日
第 回
高松市・塩江町合併協議会会議傍聴受付票
受付 No _____
住 所 : _____
氏 名 : _____

（表）

<p style="text-align: center;">傍 聴 証</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">高松市・塩江町合併協議会</p>
--

（裏）

<p style="text-align: center;">傍聴される方は、次の事項を遵守してください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。2 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。3 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。4 飲食又は喫煙をしないこと。5 みだりに席を離れないこと。6 携帯電話の電源を切ること。7 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。8 その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。 <p>以上のことを守られないときは、退場を命ずることがあります。</p>
